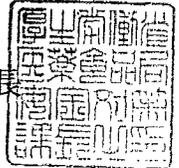


薬食安発第0618004号

平成16年 6月18日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



セイヨウアカネ根又は茜草根由来の成分を含有する医薬品、医薬部外品及び
化粧品に関する調査について

本日、食品安全部において、国立医薬品食品衛生研究所から、食品添加物であるアカネ色素（セイヨウアカネの根から得られる色素）の発がん性に関する中間報告がなされたことから、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会の検討が終了するまでの間、食品添加物「アカネ色素」及びこれを含む食品の製造・販売等の自粛等を行う旨の厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長・監視安全課長通知（食安基発第0618001号・食安監発第0618001号）が発出されたところである。

については、セイヨウアカネ根又は茜草根（アカネ、アカネコン、アカネソウ、センソウ、茜根、茜草、アカネ根等と呼ばれるものを含む。）由来の成分を含有する医薬品、医薬部外品及び化粧品についても、安全性評価を行うため、当該製品に係る貴管下関係業者の承認状況等について調査の上、別紙の報告ファイル作成要領に従い、平成16年7月16日までに当課あて報告をお願いする。なお、該当製品がない場合には、その旨報告されたい。



報告ファイル作成要領

W I S H (厚生労働行政総合システム) の緊急情報発信システムにて、作業用 (Excel) ファイルをお送りします。

以下のとおり、ファイル作成後、安全対策課まで電子メールにて送信お願いいたします。

1. ファイル形式は、Excel2000 となっております。
2. ファイルは、Sheet 別 (医薬品、医薬部外品、化粧品) になっておりますので、それぞれ該当する sheet に承認番号、販売名、承認書の成分名又は表示成分名、適用部位、製造業者等の企業名、電話番号、メールアドレスを入力してください。
また、セイヨウアカネ根由来成分を使用している製品については、「セイヨウアカネ根」の欄に「○」を記載してください。
3. 行数が足りない場合には、順次行を挿入して作成してください。
4. 報告は、厚生労働省医薬食品局安全対策課専用アドレスまで、ファイルを添付して送信お願いします。
安全対策課 e-mail : IYANZEN@mhlw.go.jp
5. メールタイトルは「〇〇県：アカネの報告について」として頂き、メール本文には、担当部署、担当者名、連絡先 (電話番号、メールアドレス等) の記入をお願いいたします。
6. ファイル名は、「アカネ (〇〇県)」をお願いいたします。
7. W I S Hにて、ファイルを手に入れない場合には、上記安全対策課アドレスまで、メールを頂ければファイルをお送りします。
8. 化粧品については、現在、市場に流通している製品について記載してください。

問い合わせ先 厚生労働省医薬食品局安全対策課 鬼山、田尻
TEL 03-5253-1111 (内線2753, 2756)

